

# 重要事項説明書

医療法人 恵雄会

ハートホーム東野

(2021年9月16日付)

## 1 事業主体

事業主体（法人名）	医療法人 恵雄会
法人の種類	医療法人
代表者（役職名及び氏名）	理事長 井口 智雄
法人所在地	〒509-7201 岐阜県恵那市大井町 1064-1
電話番号及びFAX番号	電話 0573-25-0996 FAX0573-25-0997
設立年月日	平成14年8月8日

## 2 事業所の概要

事業所の名称	ハートホーム東野	
事業所の管理者	氏名 遠藤 里実	
開設年月日	平成21年1月5日	
介護保険事業者指定番号	2191700067	
事業所の所在地	〒509-7202 恵那市東野 1212 番地 4 日常生活圏域 恵那市東野地区、大井町地区	
電話番号及びFAX番号	電話 0573-25-8853 FAX0573-25-8882	
交通の便	明智鉄道東野駅 徒歩約1分	
敷地概要・面積	都市計画法による農振地域	敷地面積：942.61 m <sup>2</sup>
建物概要	構造：鉄骨造3階建て	延べ床面積：154.29 m <sup>2</sup>
主な設備の概要		
宿泊室	9室（定員1名） 1室あたり面積7.5 m <sup>2</sup>	
居間	居間 48.8 m <sup>2</sup>	
トイレ	1階 車椅子対応トイレ2箇所	
浴室	1階 2室	
食堂・台所	2階 1箇所	

### 3 事業の目的と運営方針

事業の目的	<p>小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。なお、自ら提供する小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p>
運営方針	<p>1、 当施設では、利用者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行うものとする。</p> <p>2、 当施設では、利用者1人1人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割をもって日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。</p> <p>3、 小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的な介護にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</p> <p>4、 当施設の小規模多機能型居宅介護従業者は、小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>5、 当施設では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたって、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。</p> <p>6、 前項の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>7、 小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いてはならない。</p> <p>8、 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。</p> <p>9、 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。</p>

### 4 事業実施地域、営業時間、定員等

営業日及び営業時間等	<p>営業日 1年365日                      営業時間 24時間</p>
サービス提供時間	<p>通いサービス    基本 9:00～17:00          泊まりサービス    基本 17:00～9:00      訪問サービス 24時間</p>
通常の事業実施地域	<p>恵那市東野地区、大井町地区 長島町地区</p>
定員	<p>登録定員 29名    通いサービス定員 15名    宿泊サービス定員 9名</p>

5 従業者の職種、員数及び職務の内容等

① 従業者の職種、員数及び職務内容（2021年9月現在）

職種	常勤	非常勤	職務内容
管理者	1名	0名	従業者の総括管理、指導
計画作成担当者	0名	1名	小規模多機能居宅介護の計画作成
介護従業者	5名	3名	小規模多機能居宅介護の計画に基づく介護
看護職員	0名	2名	小規模多機能居宅介護の計画に基づく看護
相談員	1名	0名	小規模多機能居宅介護の相談

② 主な職種の勤務の体制

職種	勤務体制	職種	勤務体制
管理者	8:00～17:00	介護従業者 及び 看護職員	昼間の体制 日勤 9:00～18:00 6名 夜間の体制 夜間 18:00～翌 22:00 2名 夜勤 16:30～9:30 1名 待機 20:00～翌 7:00 1名
計画作成担当者	9:00～12:00		

6 サービスの概要

通いサービス	食 事	食事の提供及び食事の介助をします。 食事は食堂でとっていただくよう配慮します。 身体状況・嗜好、栄養バランスに配慮して提供します。 調理、配膳等を介護従事者とともにすることもできます。 食事サービスの利用は任意です。
	排 泄	利用者の状況に応じ、適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
	入 浴	利用者の状況に応じ、衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身等の適切な介助を行います。 入浴サービスについては任意です。
	機能訓練	利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。
	健康チェック	血圧測定、体温測定等、利用者の健康状態の把握に努めます。
	送 迎	利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。
訪 問	利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供します。	
宿 泊	事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供します。	

サービス利用料金

①保険給付サービス利用料金

保険給付サービス	<p>要介護度別に応じて定められた金額（省令により変更あり）から介護保険給付額を除いた金額が利用者負担額になります。</p> <p>1ヶ月ごとの包括費用（月額）です。</p> <p>介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。</p>
	<p>月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。</p> <p>登録日とは利用者と事業所が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日</p> <p>登録終了日とは利用者と事業所の利用契約を終了した日</p>

7 小規模多機能型居宅介護費

イ 小規模多機能型居宅介護（1月あたり）定額

(1) 同一建物の居住者以外の登録者に対して行う場合

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	10,423 単位	15,318 単位	22,283 単位	24,593 単位	27,117 単位

(2) 同一建物の居住者に対して行う場合

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	9,391 単位	13,802 単位	20,076 単位	22,158 単位	24,433 単位

ロ 介護予防小規模多機能型居宅介護（1月あたり）

(1) 同一建物の居住者以外の登録者に対して行う場合

介護度	要支援1	要支援2
単位数	3,438 単位	6,948 単位

ハ 短期利用居宅介護費

(1) 短期利用居宅介護費（1日につき）

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	570 単位	638 単位	707 単位	774 単位	840 単位

(2) 介護予防短期利用居宅介護費（1日につき）

介護度	要支援1	要支援2
単位数	423 単位	529 単位

初期加算（1日あたり）

小規模多機能型居宅介護《介護予防小規模多機能型居宅介護》事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として下記のとおり加算分の利用者負担があります。

30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

初期加算（利用開始から 30 日まで）

初期加算単位数	30 単位
---------	-------

認知症加算（1 月あたり）

認知症加算（Ⅰ）	800 単位
認知症加算（Ⅱ）	500 単位

総合マネジメント体制強化加算（1 月につき）

総合マネジメント体制強化加算	1000 単位
----------------	---------

科学的介護推進強化加算（1 月につき）

科学的介護推進体制強化加算	40 単位
---------------	-------

口腔栄養スクリーニング加算（1 回につき 6 月に 1 回）

口腔栄養スクリーニング加算	20 単位
---------------	-------

小規模多機能型処遇改善加算（Ⅰ）（所定単位数に 10.2% を乗じた単位数）介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）の負担があります。

② その他のサービス利用料金

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

食事の提供に要する費用	朝食 380 円 昼食 560 円 夕食 690 円 おやつ 50 円
おむつ代	紙パンツ 尿取りパット各種用意しています。袋単位の購入となり、料金は購入用品によって異なりますので、職員にご確認下さい。
宿泊に要する費用	1 泊 1,500 円 トイレ付個室 2,500 円
レクリエーション、クラブ活動	利用者の希望により、教養娯楽としてレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。 材料費等の実費
日常生活費	※ 通い（泊り） 1 日につき 100 円 ※ 入浴 1 回につき 100 円 ※ 喫茶（おやつ時に飲み物を利用された時） 1 杯 100 円

③ 利用料金の支払い方法

利用料、その他の費用の請求	利用料は毎月月末に締め、翌月 10 日に請求書を発送させていただきます。前月にご利用がある時は、領収書を同封させていただきます。（領収書の再発行は文書料が発生しますので、無くさないように保管してください。）
利用料、その他の費用の支払い	契約時に提出していただいた指定口座から振替させていただきます。但し、振替ができない場合（手続きが完了していないなど）は現金もしくは振込をお願いします。

## 8 利用にあたっての留意事項

被保険者証の提示	サービス利用開始には、介護保険被保険者証を提示してください。
通い	当日発熱や気分が悪い方は、ご利用をお断りする場合があります。
入浴	入浴サービスについては任意です。
送迎	諸事情により送迎時間に変更になる事があります。
訪問	訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。 医療行為 利用者の家族に対する訪問介護サービス 飲酒及び利用者又はその家族等の同意なしに行う喫煙 利用者又はその家族等からの金銭又は物品の授受 利用者又はその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動 利用者又はその家族等に行う迷惑行為
宿泊	急な利用希望はできるだけ対応いたしますが、宿泊室の定員を超える場合は、利用できないことがあります。 他の利用者の希望もありますので、調整させていただくことがあります。
設備、備品の使用	事業所内の設備や備品は、職員に申し出の上、本来の用法に従ってご利用ください。本来の用法に反した利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 また無断で他の利用者の宿泊室に立ち入らないようにしてください。
飲酒、喫煙	飲酒、喫煙は敷地内一切禁止です。
所持品の持ち込み	高価な貴重品や大金は事故防止の観点から原則持込を禁止します。
動物の持ち込み	ペットの持ち込みはお断りいたします。
宗教活動、政治活動	事業所内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

## 9 非常災害時の対策

非常災害時の対応方法	消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
平常時の訓練等	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 防火管理者には、事業所責任者を充てる。</li> <li>(2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。</li> <li>(3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。</li> <li>(4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。</li> <li>(5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。</li> <li>(6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。</li> </ol>

	<p>① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上 （うち1回は夜間を想定した訓練を行う）</p> <p>② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上</p> <p>③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時</p>
--	---

#### 1 0 事故発生時及び緊急時の対応方法

事故発生時の対応方法	<p>当事業所が利用者に対して行う小規模多機能型居宅介護《介護予防小規模多機能型居宅介護》の提供により、事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。</p> <p>また、当事業所が利用者に対して行った小規模多機能型居宅介護《介護予防小規模多機能型居宅介護》の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。</p> <p>事故については、事業所として事故の状況・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。</p>
利用者の病状の急変等の緊急時の対応方法	<p>小規模多機能型居宅介護《介護予防小規模多機能型居宅介護》の提供中に、利用者の体調悪化時や病状の急変等の緊急時には、利用者の主治医又は協力医療機関へ連絡し、必要な措置を速やかに講じます。また、利用者の家族に速やかに連絡させていただきます。</p> <p>病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請することもあります。</p>

#### 1 1 協力医療機関等

協力医療機関	井口ハートクリニック
	所在地 恵那市大井町 1064-1 電話 0573-25-0810
連携介護老人福祉施設	特別養護老人ホームこころの丘
	所在地 恵那市岩村町矢坪 2453-123 電話 0573-43-0996
連携介護老人保健施設	介護老人保健施設こころ
	所在地 恵那市大井町 1064-1 電話 0573-25-0996

#### 1 2 秘密の保持と個人情報の保護

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者及び事業者の従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な利用なく、第三者に漏らしません。</p> <p>この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。</p>
従業者に対する秘密の保持について	<p>就業規則にて従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を保持する義務を規定しています。</p> <p>また、その職を辞した後にも秘密の保持の義務があります。</p>



<p>個人情報の保護について</p>	<p>事業所は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p>
--------------------	---

### 1.3 小規模多機能型居宅介護《介護予防小規模多機能型居宅介護》計画

<p>小規模多機能型居宅介護計画《介護予防小規模多機能型居宅介護計画》について</p>	<p>小規模多機能型居宅介護《介護予防小規模多機能型居宅介護》サービスは、利用者一人一人の人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。</p> <p>事業所の計画作成担当者（介護支援専門員）は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者との協議のうえで小規模多機能型居宅介護《介護予防小規模多機能型居宅介護》計画を定め、また、その実施状況を評価します。</p> <p>計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明のうえ交付します。</p>
<p>サービス提供に関する記録について</p>	<p>サービス提供に関する記録は、その完結の日から2年間保管します。また、利用者又は利用者の家族はその記録の閲覧が可能です。</p>

### 1.4 居宅サービス計画《介護予防サービス計画》の作成等

<p>居宅サービス計画《介護予防サービス計画》の作成について</p>	<p>事業所の計画作成担当者（介護支援専門員）は、利用者の状況に合わせて適切に居宅サービス《介護予防サービス》を提供するために、利用者の解決すべき課題の把握《支援すべき総合的な課題の把握》（アセスメント）やサービス担当者会議等を行い、居宅サービス計画《介護予防サービス計画》（ケアプラン）を作成します。</p> <p>計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明のうえ交付します。</p>
------------------------------------	--

### 1.5 身体的拘束等について

<p>身体的拘束等の禁止</p>	<p>事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。</p>
------------------	---

緊急やむを得ない場合の検討	<p>緊急やむを得ない場合に該当する、以下の要件をすべて満たす状態であるか管理者、計画作成担当者、看護職員、介護職員で構成する検討会議を行います。個人では判断しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。</li> <li>・身体的拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと。</li> <li>・身体的拘束等が一時的であること。</li> </ul>
家族への説明	<p>緊急やむを得ない場合は、あらかじめ利用者の家族に、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束等の時間帯、期間等を、詳細に説明し、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うものとします。</p>
身体的拘束等の記録	<p>身体的拘束等を行う場合には、上記の検討会議録、利用者の家族への説明、経過観察や再検討の結果等を記録します。</p>
再検討	<p>身体的拘束等を行った場合には、日々の心身の状態等の経過観察を行い、検討会議を行います。拘束の必要性や方法に関する再検討を行い、要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体的拘束等を解除します。また、一時的に解除して状態を観察する等の対応も考えます。</p>

#### 1.6 苦情処理の体制

苦情処理の体制 及び手順	<p>苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じて訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。）</p> <p>苦情又は相談については、「事業所として苦情相談の内容・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組み」を行います。</p>
事業所苦情 相談窓口	<p>担当者 管理者 遠藤 里実 電話 080-3110-2974 また、苦情受付箱を事業所受付に設置しています。</p>
事業所外苦情 相談窓口	<p>恵那市市役所高齢福祉課 電話 0573-26-2111</p>
	<p>国民健康保険団体連合会 電話 058-275-9826</p>

## 1 7 衛生管理

衛生管理について	<p>事業所の設備及び備品等については、消毒等の衛生的な管理に努めています。また、空調設備により適温の確保に努めています。</p> <p>従業員の健康管理を徹底し、従業員の健康状態によっては、利用者との摂食を制限する等の措置を講ずるとともに、従業員に対して手洗い、うがいを励行する等、衛生教育の徹底を図っています。</p> <p>利用者にも手洗い、うがいを励行させていただきます。</p>
感染症対策マニュアル	<p>〇ー157、ノロウイルス、インフルエンザ等の感染症対策マニュアルを整備し、従業員に周知徹底しています。</p> <p>また、従業員への衛生管理に関する研修を年2回行っています。</p>

## 1 8 運営推進会議の概要

運営推進会議の目的	<p>小規模多機能型居宅介護《介護予防小規模多機能型居宅介護》に関して、通いサービス、宿泊サービス、訪問サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議の委員から評価、要望、助言等を受け、サービスの質の確保及び適切な運営ができるよう設置します。より地域に開かれた事業所を目指します。</p>
委員の構成	<p>利用者代表                      利用者の家族代表          東野地域代表                  東野民生委員          恵那市地域包括支援センター職員   職員代表</p>
開催時期	<p>おおむね2ヶ月に1回開催します。</p>

## 1 9 高齢者虐待防止について

高齢者虐待防止等のための取り組み	<p>事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。</p> <p>① 研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。</p> <p>② 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。</p> <p>③ 従業員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。</p>
------------------	--

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記の内容について「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）」第 88 条により準用する第 9 条 ≪「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）」第 64 条により準用する第 11 条≫ の規定にもとづき、利用者に説明を行いました。

事業者所在地	恵那市大井町 1064-1
事業者法人名	医療法人恵雄会
法人代表者名	理事長 井口 智雄 印
事業所名称	ハートホーム東野
説明者 氏名	印

私は、本説明書にもとづいて、重要事項の説明を確かに受けました。

利用者 住所	
利用者 氏名	印
利用者の家族 住所	
利用者の家族 氏名	印